

改正

平成25年1月1日告示第5号
平成26年4月16日告示第203号
平成28年4月1日告示第140号
平成30年4月1日告示第128号
令和2年4月1日告示第124号
令和5年2月1日告示第29号

長浜市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、必要な費用を負担することが困難な者に対して助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後見等開始の審判 民法(明治29年法律第89号)第7条の規定による後見開始の審判、同法第11条の規定による保佐開始の審判及び同法第15条第1項の規定による補助開始の審判をいう。
- (2) 後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人である者をいう。
- (3) 財産の管理者等 家事事件手続法(平成23年法律第52号)第126条第1項、第134条第1項又は第143条第1項の申立てにより審判が効力を生ずるまでの間、家庭裁判所から財産の管理者に選任された者及び同法第126条第2項、第134条第2項又は第143条第2項の申立てにより審判が効力を生ずるまでの間、家庭裁判所から後見、保佐又は補助を命じられた者をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象となる者は、本市に住所を有する者又は申請日において老人福祉法(昭和38年法律第133号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)その他の法律の規定による本市の措置等により市外の施設に入所している者で、後見等開始の審判の申立てを行おうとする者、後見等開始の審判の申立てを行い、家庭裁判所により後見人等が選任された者又は財産の管理者等の管理、後見、保佐若しくは補助を受ける者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けている者
 - (2) 市民税非課税世帯の者であって、別表第1の基準を満たし、この要綱による助成金の交付を受けなければ、後見等開始の審判の申立てに係る費用又は後見人等又は財産の管理者等の報酬の全部若しくは一部を負担することが困難なもの
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号に規定する助成の申請を行う前に前項に該当する者が死亡した場合又は家事事件手続法別表第1第13項、第31項及び第50項に規定する報酬付与の審判(以下「報酬付与審判」という。)が前項に該当する者の死亡後に行われた場合は、死亡時におけるその者の後見人等を対象者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本市以外の市区町村又は都道府県の措置等により、本市の区域に所在する施設に入所している者は対象者としなない。
- 4 民法第725条に規定する親族であって市民税課税世帯の者が、後見等開始の審判の申立てを行う場合又は対象者の後見人等に就任する場合は、助成の対象としなない。

(助成額等)

第4条 市長は、前条に規定する対象者に対して、次に掲げる助成を行うものとする。

- (1) 後見等開始の審判の申立てに係る診断料、収入印紙代、郵便切手代、鑑定料その他申立書の添付書類の取得費用(以下「審判申立費用」という。)に対する助成
 - (2) 後見人等又は財産の管理者等の報酬に対する助成
- 2 前項各号の上限額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、前項第2号の助成の上限額は、報酬付与審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づく助成の対象者の第1項第2号の助成額は、相続財産で不足する金額と別表第2で定める上限額と比較して少ない金額とする。

(助成対象期間)

第5条 前条第1項第2号に規定する助成の対象となる期間は、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間のうち、市長への助成申請日から起算して2年以内の期間とする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。この場合において、弁護士その他の代理人、後見人等又は財産の管理者等は、対象者に代わり申請を行うことができる。

(1) 審判申立費用に対する助成を受けようとする者 長浜市成年後見等開始審判申立費用助成申請書(様式第1号)

(2) 後見人等又は財産の管理者等の報酬に対する助成を受けようとする者 長浜市成年後見人等又は財産の管理者等の報酬費用助成申請書(様式第2号)

2 前項第1号の規定による助成の申請は後見等開始の審判の確定の日までに、同項第2号については報酬付与審判が行われた日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

3 第1項各号に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 給与又は公的年金の源泉徴収票の写し等収入のわかるもの

(2) 金銭出納簿、領収書の写し等必要経費のわかるもの

(3) 財産目録の写し等資産状況のわかるもの

(4) 後見人等又は財産の管理者等に対する報酬の助成を受けようとする場合は、報酬付与の審判決定書の写し

(5) 弁護士その他の代理人、後見人等又は財産の管理者等が申請する場合は、弁護士その他の代理人、後見人等又は財産の管理者等であることを証する書類若しくは登記事項証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、長浜市成年後見制度利用支援助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、長浜市成年後見等開始審判申立費用助成金概算払請求書(様式第4号)又は長浜市成年後見人等の報酬費用助成金請求書(様式第5号)により助成金を請求するものとする。この場合において、成年後見等開始審判申立費用の助成の交付決定を受けた者に対しては概算払による請求を行うものとする。

(実績報告)

第9条 成年後見等開始審判申立費用の助成を受けた者は、長浜市成年後見等開始審判申立費用助成金実績報告書(様式第6号)により申立実績について報告するものとする。

2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 請求金額の領収書等費用支払額を証明するもの

(2) 後見等開始の審判が決定した日が分かるもの

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その報告に係る助成金の成果が助成金の交付の決定内容に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、長浜市成年後見制度利用支援助成金確定通知書(様式第7号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(変更の届出)

第11条 助成金の交付決定を受けた後に、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに書面により市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する対象者の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
(6町編入に伴う経過措置)
- 2 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日の前日までに、高月町成年後見人等報酬助成金交付要綱(平成20年高月町告示第34号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年1月1日告示第5号)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月16日告示第203号)

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第140号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第128号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第124号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月1日告示第29号)

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

助成対象者の収入及び資産基準

| 世帯の人数 | 世帯の収入見込額 (年額) | 世帯の資産(現金、預貯金、 有価証券等) | その他 |
|--------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 単身世帯 | 150万円以下 | 100万円以下 | 日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。 |
| 2人以上世帯 | 150万円に、2人目以降の世帯員1人につき50万円を加えた額以下 | 100万円に、2人目以降の世帯員1人につき50万円を加えた額以下 | |

備考

- 1 世帯の人数の項目に応じて、収入見込額(年額)、世帯の資産(現金、預貯金、有価証券等)及びその他の基準にそれぞれ該当しなければならない。
- 2 収入見込額は、当該年の1月から12月までの収入見込額とする。

別表第2 (第4条関係)

| 内容 | 上限額 | 内訳 |
|---------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 審判申立費用 | 20,000円 | 診断料、収入印紙代、郵便切手代 その他申立書の添付書類の取得費用 |
| | 70,000円 | 鑑定料 |
| 後見人等又は財産の管理者等に対する報酬 | 対象者が在宅の場合 月額 28,000円 | |
| | 対象者が施設入所の場合 月額 18,000円 | |

備考 施設とは次のとおりとする。

- (1) 生活保護法関連 保護施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関連 障害者支援施設
- (3) 老人福祉法関連
 - ア 養護老人ホーム
 - イ 特別養護老人ホーム
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)関連
 - ア 特定施設又は地域密着型特定施設
 - イ 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設

ウ 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設

エ 介護老人保健施設

オ 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けているもの）

カ 介護医療院

（5） 医療法（昭和23年法律第205号）関連 医療提供施設（前各号に掲げる施設から入院した場合又は3か月を超えて入院した場合に限る。）

（6） その他 前各号に掲げる施設と類似した施設で、市長が認める施設
規定によりなされたものとみなす。